意見書 (医師記入) 保育園 園長あて 圍児名 年 月 日 生 〈病名〉(該当疾患にレ点をお願いします。) 麻しん(はしか) ※ 風しん 水痘(みずぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 結核 咽頭結膜熱(プール熱) ※ 流行性角結膜炎 百日咳 腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26 O111等) 急性出血性結膜炎 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、 年 月 日から登園可能と判断します。 年 月 日 医療機関名 医師名 ※かかりつけ医のみなさまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ 防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の 記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後	解熱後3日を経過していること
	まで	
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	発しん出現1~2日前から、痂皮(かさ	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化
	ぶた) 形成まで	していること
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現
(おたふくかぜ)		してから5日経過し、かつ全身状態が
		良好になっていること
結核	==	医師により感染の恐れがないと認め
		られていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後
		2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日	結膜炎の症状が消失していること
	間	
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3	特有の咳が消失していること
	週間を経過するまで	又は適正な抗菌性物質製剤による5
		日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染		医師により感染の恐れがないと認め
症		られていること
(O157, O26, O111		(無症状病原体保有者の場合、トイレ
等)		での排泄習慣が確立している5歳以
	-	上の小児については出席停止の必要
		はなく、また5歳未満の子どもについ
		ては、2回以上連続で便から菌が検出
		しなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	- 7	医師により感染の恐れがないと認め
		られていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	-	医師により感染の恐れがないと認め
(髄膜炎菌性髄膜炎)		られていること

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

	登園届	(保護者記)	入)				
	保育園 園長あて		園児名				
				年	月	月_	生
病名〉(該当疾患に I	/点 をお願いします。)				\neg		
	溶連菌感染症						
	マイコプラズマル	市炎			_		
	手足口病						
	伝染性紅斑(り A	しご病) 					
	ウイルス性胃腸炎						
	(ノロウイルス、	ロタウイルス、フ	アデノウ	イルス等)		
	ヘルパンギーナ						
	RS ウイルス感染	定			_		
	帯状をしん						
	突発性発しん						
	※ヒトメタニュー	ーモウイルス					
	※アデノウイルス	ζ					
登園届の記入・提 医 療機関名)	出をお願いしています。	(年	月	目受	診)(こおい
犬が回復し、集団生 年 月	活に支障がない状態と <u>日</u> から登園します。	判断されました <i>の</i>)で <u>、</u>	年			日
			保護者名	7 1			
るだけ防ぐことで、		一日快適に生活で	きるよう	、上記の	感染症	こつし	いてに

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過してい
	前と、開始後1日間	ること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する	発熱や激しい咳が治まっていること
	前と、開始後数日間	
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がな
	発症した数日間	く、普段の食事がとれること
伝染性紅斑	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
(りんご病)		
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の
(ノロウイルス・ロタウ	週間(量は減少していくが、数	食事がとれること
イルス・アデノウイルス	週間ウイルスを排出している	
等)	ので注意が必要)	
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がな
	月程度ウイルスを排出してい	く、普段の食事がとれること
	るので注意が必要)	
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこ
		٤
帯状疱しん	水ほうを形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化し
		ていること
突発性発しん	-	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこ
		٤
ヒトメタニューモ	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこ
ウイルス		٤
アデノウイルス	症状のある間	医師に集団生活が可能と認められるま
		で

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (-) としている。

新型コロナウイルス感染症 登園届 (保護者記入)

保育園 園長あて				
	園児名		年 月	<u> 日 生</u>
年 月 日 医療機関名	í		において、	
新型コロナウイルス感染症と診断されまし	<i>t</i> =。			
発症日(発熱等の症状) 月	<u> </u>	症状が軽快した日	月	<u> </u>
下記、『登園のめやす』に記載された日数な	が経過し、集団生	生活に支障がない状態	に回復しまし	たので、
<u> </u>	r.			
=	年	月 日 保護者氏名	<u> </u>	11.
※保護者のみなさまへ 保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共に	する場です。感		流行をできる	だけ防ぐことで.
一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう	う、上記の感染症			
の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願い	します。			

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①症状が軽快した後1日を経過

症壮	犬が	怪快し7	た日※	1日目	2日目				
	OE	目目							
	月	日()	1日間		月	日()	

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。 また、軽快の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
0日目						
月 日()			5日間			月 日()

※発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を1日目と数えます。

無症状の場合は、検体採取日をO日目とします。

インフルエンザ 登園届 (保護者記入)

保育園 園長あて	園児名	年 月 日生
年 月 日 医療機関	名	において、
インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 不明	<u>)</u> と診断されました。(該当する診	断を〇で囲んでください)
発症日(発熱等の症状) 月	<u></u>	月 日
下記、『登園のめやす』に記載された日数	枚が経過し、集団生活に支障がな(い状態に回復しましたので、
<u> </u>	きす。	
	年 月 日保護	者氏名

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、 一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医 の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ解熱後3日経過するまで。

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①解熱した後3日を経過

解熱した日※	1日目	2日目	3日目	4日目	
0日目					
月 日()		3日間		月 日()

※解熱とは、解熱剤を使用せずに解熱していること。

解熱の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
0日目					150	
月 日()			5日間			月 日()

※発症とは、発熱の症状が現れた日